

旅客特定車両停留施設の 道路移動等円滑化基準(案) ーソフト基準ー

- 旅客特定車両停留施設のうち、以下に該当する設備・構造については、障害者等の円滑な施設利用の支障とならないよう、役務提供に関する基準(ソフト基準)の規定が必要
 - ・人的対応を行うことを前提とする設備、又は人的対応を行うことによって適用除外となる設備
 - ・設置するだけでなく、継続して機能を維持しなければならない設備
- 「公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」(座長:秋山哲男 中央大学教授)において検討中の、公共交通機関の旅客施設のソフト基準を参考に設定

【ソフト基準の規定が必要な設備・構造】

人的対応が必要な設備

継続して機能を維持しなければならない設備

①旅客が利用するために職員等による操作が必要な設備・構造

②職員等が求めに応じてすることが必要な設備

③職員等の配置をもって適用除外とされる設備

④運行情報提供設備

⑤照明設備

⑥音声による情報提供(運行情報提供設備以外)

第2回懇談会での意見と対応(案)

■ソフト基準に関する意見と対応(案)

項目	意見(発言者)	対応(案)
全体	旅客特定車両停留施設は、役務の提供が義務化されていると理解してよろしいか(川内委員)。	役務の提供は義務化されているが、基準に「ものとする」等を加え明確化
通路 乗降場	迅速に、またせない、といった文言を、できれば入れて頂くとありがたい。駅員を呼びに行くといった手間が生じているのが見受けられる。(隆島委員)	基準に「円滑に」「適切に」などの文言を追加 ガイドラインに留意事項等として記載
乗車券等 販売所、 待合所及 び案内所	「券売機」は高齢者や障害者等を対象として記載されている。一方で「乗車券販売所、待合所及び案内所」は、車椅子使用者のみが記載されている。知的障害者などのその他の障害者は記載されていない。対象をどのように考えているか。(隆島委員)	ガイドラインに留意事項等として記載 ※「乗車券販売所、待合所及び案内所」は、車椅子使用者に対応した構造でない場合の人的対応を規定したものであるため、配慮の対象が車椅子使用者に限定される。
	意思疎通を図る方法として、文字に加えて、ピクト、手話でも対応ができるのでは。筆談ボードの写真にマークが示されているが、このマーク以外でも全日本ろうあ連盟で定めたものがある。(大竹委員)	ガイドラインに留意事項等として記載
券売機	高齢者や障害者が券売機のところで困っていることがあるので、人的対応をしていただきたいと思う。(隆島委員)	ソフト基準に規定 ガイドラインに留意事項等として記載
その他	障害特性に応じた人的な対応は大切と認識している。対応にあたる人材への研修等は、どの程度されるのか。(三澤委員(市川委員の代理))	ガイドラインに留意事項等として記載

ハード基準

①旅客が利用するために職員等による操作が必要な設備・構造

【対象】

- ・通路に設置するエレベーター、エスカレーター等
- ・乗降場

【該当する基準例】

(通路)

通路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。

(乗降場)

旅客特定車両停留施設の乗降場は、当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

ソフト基準(案)

【課題】

段差解消のために設置されたエスカレーターや、車椅子使用者の円滑な利用のために必要な施設・構造(例:階段昇降機)などにおいては、職員等による安全確認や昇降の操作、設置等が必要なものがある。



上述施設を設置する場合は、以下のとおり役務基準を規定

【基準(案)】

(通路)

車椅子使用者が円滑に利用するために必要な役務の提供を行うものとする。

(乗降場)

車椅子使用者が円滑に乗降するために必要な役務を提供するものとする。



リフト付きバス

出典: 日本バス協会HP

ハード基準

②職員等が求めに応じて対応することが必要な設備

【対象】

・乗車券等販売所、待合所及び案内所

【該当する基準例】

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)
は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

ソフト基準(案)

【課題】

車椅子使用者や聴覚障害者と職員等が円滑に意思疎通を図るため、求めに応じて、職員等は必要な役務を提供する必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

【基準(案)】

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

乗車券等販売所又は案内所においては、聴覚障害者からの求めに応じ、文字により意思疎通を図るものとする。



筆談ボード

出典：：新宿高速バスターミナル(株)

ハード基準

③職員等の配置をもって適用除外とされる設備

【対象】

- ・視覚障害者誘導用ブロック
- ・乗車券等販売所、待合所及び案内所
- ・券売機

【該当する基準例】

(視覚障害者誘導用ブロック)

旅客特定車両停留施設の視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路と乗降口に設ける操作盤、便所の出入口及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

- ① カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- ② 前規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

(券売機)

乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

ソフト基準(案)

【課題】

視覚障害者誘導用ブロック等において、職員等の配置をもって適用除外としている規定があることから、職員等の誘導等が適切に実施される必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

【基準(案)】

(視覚障害者誘導用ブロック)

視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備間の誘導を適切に実施するものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

- ① 乗車券等販売所では、車椅子使用者からの求めに応じ、カウンターの前に出て対応すること。
- ② ①の規定は、待合所及び案内所において、準用する。

(券売機)

高齢者、障害者等の求めに応じ、乗車券等の販売を行うものとする。



乗車券購入有人対応

ハード基準

④ 運行情報提供設備

【対象】

・運行情報提供設備

【該当する基準例】

(運行情報提供設備)

旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。



ソフト基準(案)

【課題】

運行情報提供設備は、設置するだけでなく、文字等による表示および音声による提供を継続して実施する必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

【基準(案)】

(運行情報提供設備)

設備を使用して、運行に関する情報が文字等により適切に表示されるようにするものとする。

⑤ 照明設備

【対象】

・照明施設

【該当する基準例】

(照明施設)

乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。



【課題】

照明施設は、設置するだけでなく、継続して機能を維持する必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

【基準(案)】

(通路、通路と乗車券等販売所や便所との間の経路)

照明設備の適切な照度を確保すること。

(階段)

照明設備の適切な照度を確保すること。

ハード基準

⑥-1音声による情報提供(運行情報提供設備以外)

【対象】

・エレベーター

【該当する基準例】

(エレベーター)

- ①かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- ②停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

ソフト基準(案)

【課題】

エレベーターの音声による情報提供設備は、設置するだけでなく、継続して機能を維持する必要がある。



以下のとおり役務基準を規定

【基準(案)】

(エレベーター)

- ① 籠内は、開閉する籠の出入口が音声により知らされるようにするものとする。
- ② 籠内は、籠が到着する階及び昇降路の出入口のとの閉鎖が音声により知らされるようにするものとする。
- ③ 乗降ロビーでは、到着する籠の昇降方向が音声により知らされるようにするものとする。
- ④ 籠内は、籠及び昇降路の出入口の戸が開いたときに籠の昇降方向が音声により知らされるようにするものとする。



1階です。

扉が閉まります。

上に参ります。

音声案内のイメージ
(エレベーター)

ハード基準

⑥-2音声による情報提供(運行情報提供設備以外)

【対象】

- ・エスカレーター
- ・視覚障害者誘導用ブロック
- ・案内標識
- ・便所

【該当する基準例】

(エスカレーター)

旅客特定車両停留施設のエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(案内標識)

公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

(便所)

障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

ソフト基準(案)

【課題】 ※再掲

エスカレーター、その他必要な箇所における音声による情報提供設備は、設置するだけでなく、継続して機能を維持する必要がある。

以下のとおり役務基準を規定

【基準(案)】

(エスカレーター)

当該エスカレーターの行き先及び昇降方向に関する情報を音声により知らされるようにするものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

音声により視覚障害者を案内するものとする。

(移動等円滑化のための主要な設備の配置等の案内)

旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置が音により視覚障害者に示されるようにするものとする。

(便所)

男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造が音により視覚障害者に示されるようにするものとする。



音声案内のイメージ
(エスカレーター)



音声案内のイメージ
(便所)